

# 網走保健所管内自殺対策連絡会議

## 自殺未遂者支援要領

### 第1 目的

自殺未遂者の的確な把握を行い、教育・医療・福祉・保健などの関係機関が連携し、当人・家族への適切なケアを図ることにより自殺未遂者の再企図を防止、自殺に至る背景を探るとともに、地域住民、関係機関等の研修機会の確保などにより、自殺予防対策の推進を図ることを目的とする。

### 第2 用語の定義

#### 1 対象者

網走保健所管内市町に居住する自殺未遂者。

#### 2 自殺対策連絡会議

網走保健所管内自殺対策連絡会議のことを言い、構成機関は次のとおりである。

北海道看護協会北網支部・道立向陽ヶ丘病院・北海道網走保健所

北海道教育厅オホーツク教育局・北海道高等学校長協会オホーツク支部

網走市教育委員会・網走市小中学校長会・北見方面網走警察署・北見方面斜里警察署

網走地区消防組合消防本部・斜里地区消防組合消防本部・北見労働基準監督署

網走公共職業安定所・網走商工会議所・北見人権擁護委員協議会

網走市・斜里町・清里町・小清水町・大空町・網走地方精神保健協会

網走市社会福祉協議会・北海道民生委員児童委員連盟網走市支部

網走消費者協会・網走介護者を支える会・網走市ケアマネジャー連絡協議会

釧路司法書士会

### 第3 相談・連絡・通報

相談・連絡・通報を行う者に制限は無く、全ての住民及び組織が自殺に対する正しい認識と、自殺未遂者の再企図を防ぐという目的を持って行うものである。

### 第4 対象者の把握

自殺未遂者情報は保健所に集約することとし、具体的には次のとおり取り扱うものとする。

1 自殺未遂者を発見した者は、対象者の受傷状況などを確認するとともに、生命の保護を第一優先に、必要に応じて救急隊や警察へ通報するなど適切に対応する。

2 自殺企図から一定の時間が経過している場合、緊急通報の必要性が無いと認められる場合であっても、本人及び家族の同意又は依頼に基づき、保健所へ連絡する。

なお、同意が得られない場合にあっては、統計情報のみ連絡票（別紙1）により保健所へ連絡する。

3 自殺未遂者に係る相談を受理した者は、本人及び家族の同意又は依頼に基づき、保健所へ連絡する。

なお、同意が得られない場合にあっては、統計情報のみ連絡票により保健所へ連絡する。

4 救急通報により対象者を保護した消防隊は、所轄の警察署へ通報する。

- 5 通報を受け又は対象者を保護した警察署は、精神障害の有無、自傷の恐れなどを勘案し、保健所へ通報又は連絡する。
- 6 医療機関は自殺未遂者が自ら受診した場合、再企図の危険性が高く自傷の恐れがあると認めたときは、精神保健福祉法第23条に基づく保護の申請を行うことはもとより、必要に応じ精神科医療機関への受診、市町・保健所等への相談を促すとともに、本人及び家族の同意又は依頼に基づき、保健所へ連絡する。  
なお、同意が得られない場合にあっては、統計情報のみ連絡票により保健所へ連絡する。
- 7 保健所は、通報を受け又は緊急性のあるものについては直ちに調査を実施するなど適切に対応する。
- 8 対象者及び家族に対しては、パンフレット（別紙2）を活用し、情報提供の同意又は依頼を得るものとする。  
なお、保健所への情報提供については、同意書（別紙3）又は依頼書（別紙4）により行うことを基本とし、適宜事前に電話連絡を行うものとする。

## 第5 対象者及び家族等への支援

対象者及び家族への支援については、全ての関係機関が協力・連携し取り組むこととし、具体的には次のとおり取り扱うものとする。

- 1 通報又は連絡を受けた保健所は、対象者・家族・主治医などと面接のうえ、記録票を作成する。
- 2 保健所は、対象者・家族に同意を得た上で、自殺未遂者情報を市町へ提供する。
- 3 市町は、対象者のサポート資源等を確認し、保健所へ情報提供する。
- 4 保健所は、自殺未遂に至る経過やリスク評価等に基づき、必要に応じ関係機関を招集し、支援チーム会議を開催する。
- 5 支援チーム会議により決定された方針に基づき、関係機関による支援を行うとともに、支援チーム会議を定期開催する。  
なお、支援チーム会議は保健所が招集する。

## 第6 地域連携

自殺未遂者対策を始めとする自殺予防対策には地域連携が不可欠であり、自殺対策連絡会議が中心となって地域連携を推進する。

## 第7 記録の整理・分析

把握した情報は、保健所において整理・管理する。

なお、得られた情報により地域の傾向や課題を分析し、自殺対策連絡会議で報告する。

## 第8 研修機会の確保

自殺に対する偏見の解消、自殺未遂者などハイリスク者の地域見守り体制の構築、救急医療機関のみならず一次医療機関も含めた自殺未遂者への適切な対応を図るために、次のとおり講演会、研修会などを開催する。

- 1 自殺対策連絡会議構成機関は、自らの構成員はもとより、一般住民、関係機関などを対象とした講演会・研修会などを開催する。

- 2 自殺対策連絡会議は、自殺未遂者に対する適切な対応を図るため、救急医療に対応する看護職など医療関係者や地域の支援者を対象とした研修会を開催する。
- 3 自殺対策連絡会議は、地域の求めに応じ、必要な職員を講師として派遣する。

#### 第9 個人情報の取り扱い

本要領による個人情報の取り扱いについては、十分留意するものとし、原則本人及び家族の同意により必要最小限の機関により共有する。

なお、自傷他害の恐れがある場合など、個人情報保護法第23条第2項「人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。」に該当する場合は情報提供が可能となるが、状況を適切に判断のうえ対応する。

#### 第10 その他

その他必要な事項については、網走保健所管内自殺対策連絡会議にて決定する。